

三朝町子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月3日

三朝町長

三朝町規則第15号

三朝町子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

三朝町子ども・子育て支援法施行細則（平成27年三朝町規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給認定証等)</p> <p>第6条 法第20条第4項の規定による通知及び認定証は、<u>教育・保育給付認定決定通知書兼支給認定証</u>（様式第2号）とする。</p> <p>2 法第20条第5項の規定による通知は、<u>教育・保育給付認定申請却下通知書</u>（様式第3号）により行うものとする。</p> <p>(教育・保育給付認定の変更)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 法第23条第3項において読み替えて準用する法第20条第4項に規定する変更の認定に係る通知及び認定証は、<u>教育・保育給付認定決定通知書兼支給認定証</u>（様式第2号）により行うものとする。</p> <p>(減免の手続)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 町長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその実情を調査し、<u>利用者負担額減免通知書</u>（様式第7号）により教育・保育給付認定保護者に通知するものとする。</p>	<p>(支給認定証等)</p> <p>第6条 法第20条第4項の規定による通知及び認定証は、<u>子どものための教育・保育給付に関する支給認定証</u>（様式第2号）とする。</p> <p>2 法第20条第5項の規定による通知は、<u>認定申請却下通知書</u>（様式第3号）により行うものとする。</p> <p>(教育・保育給付認定の変更)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 法第23条第3項において読み替えて準用する法第20条第4項に規定する変更の認定に係る通知及び認定証は、<u>子どものための教育・保育給付に関する支給認定証</u>（様式第2号）により行うものとする。</p> <p>(減免の手続)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 町長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその実情を調査し、<u>保育料免除（減額）決定通知書</u>（様式第7号）により教育・保育給付認定保護者に通知するものとする。</p>

<p>(入所の手続)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 町長は、前項の申込書の提出があったときは、速やかに、適否を決定し、<u>施設利用承諾通知書</u> (様式第8号) 又は<u>施設利用保留通知書</u> (様式第9号) により教育・保育給付認定保護者に通知しなければならない。</p> <p>(退所の手続)</p> <p>第14条 教育・保育給付認定保護者は、入所期間内において子どもを退所させようとするときは、特定教育・保育施設退所届 (<u>様式第10号</u>) を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の書類の提出があったときは、<u>保育実施解除通知書</u> (様式第11号) により、教育・保育給付認定保護者に通知しなければならない。</p> <p>(認定の申請等)</p> <p>第15条 府令第28条の3第1項の申請書は、子育てのための施設等利用給付認定申請書 (<u>様式第12号</u>) によるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(認定通知書等)</p> <p>第16条 法第30条の5第3項の規定による通知は、<u>施設等利用給付認定決定通知書</u> (様式第13号) によるものとする。</p> <p>2 法第30条の5第4項の規定による通知は、施設等利用給付認定申請却下通知書 (<u>様式第14号</u>) によるものとする。</p> <p>(施設等利用給付認定の変更)</p> <p>第17条 法第30条の8第1項の規定による申請は、<u>施設等利用給付認定変更申請書</u> (様式第15号) により行うものとする。</p> <p>2 法第30条の8第3項において読み替えて準用する法第30条の5第3項に規定する変更の認定に係る通知は、<u>施設等利用給付認定変更通知書</u> (様式第16号) により行うものとする。</p>	<p>(入所の手続)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 町長は、前項の申込書の提出があったときは、速やかに、適否を決定し、<u>入所承諾通知書</u> (様式第8号) 、<u>入所継続決定通知書</u> (様式第9号) 又は<u>入所不承諾通知書</u> (様式第10号) により教育・保育給付認定保護者に通知しなければならない。</p> <p>(退所の手続)</p> <p>第14条 教育・保育給付認定保護者は、入所期間内において子どもを退所させようとするときは、特定教育・保育施設退所届 (<u>様式第11号</u>) を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の書類の提出があったときは、<u>退所決定通知書</u> (様式第12号) により、教育・保育給付認定保護者に通知しなければならない。</p> <p>(認定の申請等)</p> <p>第15条 府令第28条の3第1項の申請書は、子育てのための施設等利用給付認定申請書 (<u>様式第13号</u>) によるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(認定通知書等)</p> <p>第16条 法第30条の5第3項の規定による通知は、<u>施設等利用給付認定通知書</u> (様式第14号) によるものとする。</p> <p>2 法第30条の5第4項の規定による通知は、施設等利用給付認定申請却下通知書 (<u>様式第15号</u>) によるものとする。</p> <p>(施設等利用給付認定の変更)</p> <p>第17条 法第30条の8第1項の規定による申請は、<u>施設等利用給付認定変更申請書</u> (様式第16号) により行うものとする。</p> <p>2 法第30条の8第3項において読み替えて準用する法第30条の5第3項に規定する変更の認定に係る通知は、<u>施設等利用給付認定変更通知書</u> (様式第17号) により行うものとする。</p>
---	---

様式第2号、様式第3号、様式第5号及び様式第7号から様式第9号までを次のように改める。

保護者氏名
(児童氏名) 様

鳥取県東伯郡三朝町長

教育・保育給付認定決定通知書兼支給認定証

先に申請のあった支給認定について、下記のとおり認定したので通知します。

認 定 番 号		決 定 年 月 日	
子 ど も	認 定 区 分	認 定 有 効 期 間	～
	フ リ ガ ナ		
	氏 名		
	生 年 月 日	保 育 必 要 量	
保 護 者	住 所		
	フ リ ガ ナ		
	氏 名		
	生 年 月 日		
	保育必要性の事由		
【審査請求】			
1 この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三朝町長に対して審査請求することができます。			
2 処分の取り消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三朝町を被告として（訴訟において三朝町を代表する者は三朝町長となります。）、提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取り消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。			
3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることや処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。			

支給認定証		認 定 番 号	
子 ど も	認 定 区 分	有 効 期 間	～
	フ リ ガ ナ		
	氏 名		
	生 年 月 日	保 育 必 要 量	
保 護 者	住 所		
	フ リ ガ ナ		
	氏 名		
	生 年 月 日		
	保育必要性の事由		
		年 月 日 交付	鳥取県東伯郡三朝町長

保護者氏名 様
(児童氏名 様)

鳥取県東伯郡三朝町長

教育・保育給付認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあったことについては、下記の理由により却下したので子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第5項の規定により通知します。

子ども	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
申請年月日		
却下年月日		
却下理由		
【審査請求】		
1 この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三朝町長に対して審査請求することができます。		
2 処分の取り消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三朝町を被告として（訴訟において三朝町を代表する者は三朝町長となります。）、提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取り消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。		
3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることや処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。		

保護者氏名 様
(児童氏名 様)

鳥取県東伯郡三朝町長

利用者負担額決定通知書

下記のとおり決定したので、通知します。

認 定 番 号	
子 ども	フリガナ
	氏 名
	生 年 月 日
保 護 者	住 所
	フリガナ
	氏 名
	生 年 月 日
利 用 施 設 名 称	
認 定 有 効 期 間	
認 定 区 分	
保 育 必 要 量	
利 用 者 負 担 額	(入所月： 円)
階 層	
適 用 期 間	
【審査請求】	
1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に三朝町長に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、三朝町長に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。	
2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に三朝町を被告として（訴訟において三朝町を代表するものは、三朝町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときに除く。）でなければ提起することができません。ただし、審査請求は処分のあった日の翌日から、また、処分の取消しの訴えは審査請求の裁決があった日の翌日からそれぞれ起算して1年を経過したときには、できなくなります。	
（1）審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。	
（2）処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。	
（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	

保護者氏名 様
(児童氏名 様)

鳥取県東伯郡三朝町長

利用者負担額減免通知書

下記のとおり決定しましたので、通知いたします。

認 定 番 号		
子 ども	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
利 用 施 設 名 称		
利 用 者 負 担 額	階	層
適 用 期 間		
減 免 理 由		
<p>【審査請求】</p> <p>1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に三朝町長に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、三朝町長に申し立てれば、口頭により意見を述べるすることができます。</p> <p>2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に三朝町を被告として（訴訟において三朝町を代表するものは、三朝町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するものを除く。）でなければ提起することができません。ただし、審査請求は処分のあった日の翌日から、また、処分の取消しの訴えは審査請求の裁決があった日の翌日からそれぞれ起算して1年を経過したときには、できなくなります。</p> <p>（1）審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>（2）処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>		

保護者氏名 様
(児童氏名 様)

鳥取県東伯郡三朝町長

施設利用承諾通知書

入所の申請のあったことについて、下記のとおりの入所を承諾したので通知します。

子 ども	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
利用予定の施設名称		
決 定 年 月 日		
利 用 期 間		

【審査請求】

- この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三朝町長に対して審査請求することができます。
- 処分の取り消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三朝町を被告として（訴訟において三朝町を代表する者は三朝町長となります。）、提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取り消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることや処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。

保護者氏名
(児童氏名) 様
様

鳥取県東伯郡三朝町長

施設利用保留通知書

申込みのありました保育所の入所については、次の理由により保留となりましたので通知いたします。

子 ども	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	
保 護 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	
希 望 施 設 名 称		
希 望 入 所 年 月 日		
保 留 理 由		
合 計 指 数		
有 効 期 間		

【審査請求】

- この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三朝町長に対して審査請求することができます。
- 処分の取り消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三朝町を被告として（訴訟において三朝町を代表する者は三朝町長となります。）、提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取り消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることや処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 10 号を削り、様式第 11 号を様式第 10 号とし、様式第 12 号を様式第 11 号とし、様式第 13 号を様式第 12 号とし、様式第 14 号を様式第 13 号とし、様式第 15 号を様式第 14 号とし、様式第 16 号を様式第 15 号とし、様式第 17 号を様式第 16 号とする。
様式第 10 号から様式第 16 号までを次のように改める。

様式第 10 号(第 14 条関係)

特定教育・保育施設退所届

年 月 日

三朝町長 様

保護者	住 所	
	氏 名	印
	個人番号	

下記のとおり退所しますので、届け出ます。

記

子ども	年 月 日生 性別
	個 人 番 号
施設・事業所	
退 所 年 月 日	年 月 日
退 所 理 由	

保護者氏名
(児童氏名) 様
(児童氏名) 様

鳥取県東伯郡三朝町長

保育実施解除通知書

下記のとおり保育の実施を解除しますので、通知します。

子 ども	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	
保 護 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	
利 用 施 設 名 称		
利 用 終 了 年 月 日		
解 除 理 由		
【審査請求】		
1 この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三朝町長に対して審査請求することができます。		
2 処分の取り消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三朝町を被告として（訴訟において三朝町を代表する者は三朝町長となります。）、提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取り消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。		
3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることや処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。		

子育てのための施設等利用給付認定申請書(現況届)
(法第30条の4第1号)

三朝町長 様

【申請にあたって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者提供することがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の11の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 施設の利用開始予定日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部の施設等利用給付認定を希望(幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業は利用しない)するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

保護者	フリガナ		申請 子ども との続柄	居住地	〒 —			
	氏名	印		居住地が町外の場合 町内転入後の住所	〒			
	日中の連絡先(電話番号)*確実に連絡の取れる順に記入して下さい。						生年月日	年 月 日
	①	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他()	②	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他()	個人番号 (マイナンバー)			
子ども 申請	フリガナ		現住所	〒 —		個人番号(マイナンバー)		
	氏名		保護者と異なる 場合のみ記載					
			生年月日	年 月 日				

施設の利用開始予定日の 当年1月1日現在の住所	(母親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	(父親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ
施設の利用開始予定日の 前年1月1日現在の住所	(母親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	(父親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ

ひとり親世帯等の該当	非該当 ・ 該当(□ひとり親世帯 □在宅障がい児(者)のいる世帯)
生活保護受給の該当	非該当 ・ 該当

(生計の 申請子ども の番号に○を 付けて下さい)	フリガナ 氏名	申請子ども との続柄	生年月日	就労・通学・通園 先又は単身赴任先
	1		個人番号 大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
	2		個人番号 大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
	3		個人番号 大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
	4		個人番号 大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
	5		個人番号 大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
	6		個人番号 大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
	7		個人番号 大正 昭和 平成 令和 年 月 日	

フリガナ		所在地	〒 — TEL ()
施設名		利用開始予定日	年 月 日

子育てのための施設等利用給付認定申請書(現況届)
(法第30条の4第2号・第3号)

三朝町長 様

【申請にあたって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者提供することがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の11の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 施設の利用開始予定日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校(預かり保育事業も利用する)、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

保護者	フリガナ		申請子どもとの続柄	居住地	〒		—	
	氏名			居住地が町外の場合 町内転入後の住所	〒			
	日中の連絡先(電話番号)*確実に連絡の取れる順に記入して下さい。						生年月日	年 月 日
	①	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他()	②	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他()	個人番号 (マイナンバー)			
子ども申請	フリガナ		現住所	〒		—		
	氏名		保護者と異なる 場合のみ記載	〒		個人番号(マイナンバー)		
			生年月日	年 月 日				
認定種別	<input type="checkbox"/> 申請子どもは、施設の利用開始予定日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している(第2号) <input type="checkbox"/> 申請子どもは、施設の利用開始予定日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある(第3号)						左記で第3号に該当し、市町村民税非課税世帯に該当する場合は、下の <input type="checkbox"/> にレ点を付けて下さい。 <input type="checkbox"/> 市町村民税非課税に該当	
保育を必要とする理由	該当する <input type="checkbox"/> にレ点を付けて下さい。							
	(子から見た続柄) 父・母・その他()	<input type="checkbox"/> 就労	<input type="checkbox"/> 妊娠 出産	<input type="checkbox"/> 疾病 障がい等	<input type="checkbox"/> 介護 看護	<input type="checkbox"/> 災害 復旧	<input type="checkbox"/> 求職 活動等	<input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他()
	(子から見た続柄) 父・母・その他()	<input type="checkbox"/> 就労	<input type="checkbox"/> 妊娠 出産	<input type="checkbox"/> 疾病 障がい等	<input type="checkbox"/> 介護 看護	<input type="checkbox"/> 災害 復旧	<input type="checkbox"/> 求職 活動等	<input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他()

施設の利用開始予定日の 当年1月1日現在の住所	(母親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	(父親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ
施設の利用開始予定日の 前年1月1日現在の住所	(母親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	(父親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ

ひとり親世帯等の該当	非該当 ・ 該当(<input type="checkbox"/> ひとり親世帯 <input type="checkbox"/> 在宅障がい児(者)のいる世帯)			
生活保護受給の該当	非該当 ・ 該当			
(生計の中心者の番号に○を付けて下さい)	フリガナ 氏名	申請子どもとの続柄	生年月日	就労・通学・通園 先又は単身赴任先
	1		個人番号 大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
	2		個人番号 大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
	3		個人番号 大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
	4		個人番号 大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
	5		個人番号 大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
	6		個人番号 大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
	7		個人番号 大正 昭和 平成 令和 年 月 日	

<必ず裏面も記入して下さい>

フリガナ		所在地	〒 — TEL ()
施設名		利用開始予定日	年 月 日

フリガナ 施設名	利用するサービスの種類	所在地	利用開始予定日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 — TEL : — —	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 — TEL : — —	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 — TEL : — —	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 — TEL : — —	年 月 日

保護者氏名 様
(児童氏名 様)

鳥取県東伯郡三朝町長

施設等利用給付認定決定通知書

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり決定しましたので通知します。

認 定 番 号	
子 ども	フリガナ
	氏 名
	生 年 月 日
保 護 者	住 所
	フリガナ
	氏 名
	生 年 月 日
	保育必要性 の 事 由
決 定 年 月 日	
認 定 区 分	
認 定 有 効 期 間	
【審査請求】	
1 この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三朝町長に対して審査請求することができます。	
2 処分の取り消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三朝町を被告として（訴訟において三朝町を代表する者は三朝町長となります。）、提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取り消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。	
3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることや処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。	

保護者氏名
(児童氏名) 様
様

鳥取県東伯郡三朝町長

施設等利用給付認定申請却下通知書

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり却下しましたので通知します。

子ども	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
申請年月日		
却下年月日		
却下理由		
【審査請求】		
1 この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三朝町長に対して審査請求することができます。		
2 処分の取り消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三朝町を被告として（訴訟において三朝町を代表する者は三朝町長となります。）、提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取り消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。		
3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることや処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。		

年 月 日

三朝町長 様

保護者	住 所	
	氏 名	①
	個人番号	

施設等利用給付認定変更申請書

施設等利用給付認定について、下記のとおり変更が生じたので、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条の 8 第 1 項の規定に基づき、施設等利用給付の変更の認定を申請します。

記

子ども	年 月 日生 性別
	個 人 番 号
	年 月 日生 性別
	個 人 番 号
施設・事業所	年 月 日生 性別
	個 人 番 号
	年 月 日生 性別
	個 人 番 号
変更事項	<input type="checkbox"/> 認定区分 <input type="checkbox"/> 有効期間 <input type="checkbox"/> 住所変更 <input type="checkbox"/> 保護者変更
変更が生じた理由又は内容	<input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由の変更 （具体的な状況： _____） <input type="checkbox"/> その他（ _____）
備 考	

保護者氏名
(児童氏名) 様
様

年 月 日

鳥取県東伯郡三朝町長

施設等利用給付認定変更通知書

子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第30条の8第2項又は第4項の規定により、次のとおり変更の認定を行いましたので通知します。

認 定 番 号		
子 ども	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	保育必要性 の 事 由	
認 定 区 分		
認 定 有 効 期 間		
変 更 年 月 日		
変 更 理 由		
【審査請求】		
1 この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三朝町長に対して審査請求することができます。		
2 処分の取り消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三朝町を被告として（訴訟において三朝町を代表する者は三朝町長となります。）、提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取り消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。		
3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることや処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年8月18日から適用する。